

大分縣物產陳列場規則

第一條 本場ハ經下産業ノ改良發達ヲ圖ルヲ以

フ目的トレ左ノ各號ヲ行フ

一、本場及内外ノ物産ヲ陳列シ候我對照シテ

當業者ノ參考ニ供スルコト

二、陳列品ノ依託販賣ニ應スルコト

三、陳列品ノ貸付及分與ヲ爲スコト

四、產業ニ關スル圖書ヲ蒐集シ當業者ノ閱覽

ニ供スルコト

五、產業ニ關スル調查ノ踏査ニ應スルコト

六、内外物產ノ通商取引ニ付昭介等ノ便宜ヲ

與フルコト

七、諸各號ノ外産業上有疑ト認ムル事項ヲ行

フコト

第二條 本場ノ陳列品ハ左ノ四種ヲ以テ之ヲ充

第一條 本場ニ出品セントスル者ハ別記書式ノ

目錄ヲ差出シ水印ヲ受クベシ

第二條 左記物品ハ陳列ヲ許すズ

一、購買品

二、寄贈品

三、見本品

四、依託販賣

第三條 本場ノ陳列品ハ左ノ四種ヲ以テ之ヲ充

第一條 本場ニ出品セントスル者ハ別記書式ノ

目錄ヲ差出シ水印ヲ受クベシ

第二條 左記物品ハ陳列ヲ許すズ

一、購買品

二、寄贈品

三、見本品

四、依託販賣

第五條 本場ニ出品セントスル者ハ別記書式ノ

目錄ヲ差出シ水印ヲ受クベシ

第六條 本場ニ出品セントスル者ハ別記書式ノ

目錄ヲ差出シ水印ヲ受クベシ

第七條 本場ニ出品セントスル者ハ別記書式ノ

目錄ヲ差出シ水印ヲ受クベシ

第八條 本場ニ出品セントスル者ハ別記書式ノ

目錄ヲ差出シ水印ヲ受クベシ

第九條 本場ニ出品セントスル者ハ別記書式ノ

目錄ヲ差出シ水印ヲ受クベシ

第十條 本場ニ出品セントスル者ハ別記書式ノ

目錄ヲ差出シ水印ヲ受クベシ

第十一條 本場ニ出品セントスル者ハ別記書式ノ

目錄ヲ差出シ水印ヲ受クベシ

第十二條 本場ニ出品セントスル者ハ別記書式ノ

目錄ヲ差出シ水印ヲ受クベシ

第十三條 本場ニ出品セントスル者ハ別記書式ノ

目錄ヲ差出シ水印ヲ受クベシ

第十四條 本場ニ出品セントスル者ハ別記書式ノ

目錄ヲ差出シ水印ヲ受クベシ

第十五條 本場ニ出品セントスル者ハ別記書式ノ

目錄ヲ差出シ水印ヲ受クベシ

第十六條 本場ニ出品セントスル者ハ別記書式ノ

目錄ヲ差出シ水印ヲ受クベシ

前項送金費用ハ出品人ノ負担トス

但五圓未滿ノトキハ本場ニ於テ之ヲ支拂ス

得ス

二、看守人ノ許可ナク陳列品ニ手觸ル、テ

得ス

三、物品ヲ毀損又ハ汚損シタル者ハ賠償ニ能

し價格ヲ損害ヒレムニコトアルベシ

四、危險ノ成アル品、搬帶スヘカラズ

レバ

五、陳列場内ニ於テ陳列スベシ

コトアルベシ

六、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

七、陳列品ノ貸渡又ハ分與ノハ替ニ之ヲ分與スル

コトアルベシ

八、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

九、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

十、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

十一、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

十二、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

十三、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

十四、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

十五、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

十六、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

十七、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

十八、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

十九、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

二十、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

廿一、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

廿二、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

廿三、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

廿四、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

廿五、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

廿六、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

廿七、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

廿八、陳列品ノ貸渡又ハ分與ヲ希望スル者ハ

レバ

ノ特ニ要レタル費用ハ總業人ノ負擔トス

コトナ得ス

第十七條 本場ノ許可ナクレテ陳列品ヲ模寫スル

レバ

第十八條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第十九條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第二十條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第二十一條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第二十二條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第二十三條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第二十四條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第二十五條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第二十六條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第二十七條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第二十八條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第二十九條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第三十條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第三十一條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第三十二條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第三十三條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第三十四條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第三十五條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第三十六條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第三十七條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第三十八條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第三十九條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第四十條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第四十一條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第四十二條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第四十三條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第四十四條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ

第四十五條 陳列品ハ期限ヲ定メ貸與スルコトアル

レバ



日本特約店
インジニアード

純粹青藍

京都

染料及媒潔剤一切
獨創新業
東京日本橋区浜町
葛飾味田涼料商會
同京都支店
電話六三九六五七
靈和七五八番

社

染色見本帖調製

其他種々御
注文ニ應ズ

發行所 京都染物同業組合事務所
電話六百七十七番

本紙代價
編輯人 萬谷復次郎
金壹錢五厘

五號活字二十二面
特別廣告
廣告費ハ總額前金ニ可申受候事
一行貳拾五錢
一行四拾錢

京都市油小路通錦小路北入
山路清三郎

告示第廿五號

左記ノ者曾今組合員ニ於テ假使スル事ヲ停止ス
明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

友仙部員小野萬次郎職工

全上 建工 西尾米次郎

友仙部員木村寅吉職工

全上 職工 東井留次郎

友仙部員石井佐吉職工

全上 大原長次郎

友仙部員川島久太郎

全上 高木謙次郎

友仙部員水谷利三郎職工

全上 前田與三郎

友仙部員安田寅一郎職工

全上 水谷友三郎

友仙部員大林栄次郎職工

●四十年度組合豫算 前月二十七日三十八年度
決算及四十年度組合豫算 支出豫算に就き組合總
會を開きたり三十八年決算に關しては眞誠既上
に於て掲載せし通りなるも其餘金の内四百五
拾圓を四十年度に於て償却すべき臨時費に當て
其豫算案中より割除する事に次し四十年度豫算
は年來の例になく組合會自から五百五十圓を増
額せしは議員の底度多少勢の過延は風化せら
れたるものとして斯業のため憂そべるの現象と
其豫算額及會議の模様は別項の如し

明治四十年度豫入豫算

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第廿四號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第廿二號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第廿一號

明治四十年度組合豫算左ノ通り認可相
成候此段公示候

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第廿二號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第廿三號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第廿四號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第廿五號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第廿六號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第廿七號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第廿八號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第廿九號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第三十號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第卅一號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第卅二號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第卅三號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第卅四號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第卅五號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第卅六號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第卅七號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第卅八號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第卅九號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第四十號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第廿一號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第廿二號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第廿三號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第廿四號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第廿五號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

公示第廿六號

左記ノ者業主ト示談ノ上解書ノ手帳ヲ了セリ此
旨公示ス

明治三十九年十二月廿五日</

第一項 購買費

第二項 品質費

第三項 貨物費

第四項 買入費

第五項 費用

第六項 費用

第七項 費用

第八項 費用

第九項 費用

第十項 費用

第十一項 費用

第十二項 費用

第十三項 費用

第十四項 費用

第十五項 費用

第十六項 費用

第十七項 費用

第十八項 費用

第十九項 費用

第二十項 費用

第二十一項 費用

第二十二項 費用

第二十三項 費用

第二十四項 費用

第二十五項 費用

第二十六項 費用

第二十七項 費用

第二十八項 費用

第二十九項 費用

第三十項 費用

第三十一項 費用

第三十二項 費用

第三十三項 費用

第三十四項 費用

第三十五項 費用

第三十六項 費用

第三十七項 費用

第三十八項 費用

第三十九項 費用

第四十項 費用

第四十一項 費用

第四十二項 費用

第四十三項 費用

第四十四項 費用

第四十五項 費用

第四十六項 費用

第四十七項 費用

第四十八項 費用

第四十九項 費用

第五十項 費用

第五十一項 費用

第五十二項 費用

第五十三項 費用

第五十四項 費用

第五十五項 費用

第五十六項 費用

第五十七項 費用

第五十八項 費用

第五十九項 費用

第六十項 費用

第六十一項 費用

第六十二項 費用

第六十三項 費用

第六十四項 費用

第六十五項 費用

第六十六項 費用

第六十七項 費用

第六十八項 費用

第六十九項 費用

第七十項 費用

第七十一項 費用

第七十二項 費用

第七十三項 費用

第七十四項 費用

第七十五項 費用

第七十六項 費用

第七十七項 費用

第七十八項 費用

第七十九項 費用

第八十項 費用

第八十一項 費用

第八十二項 費用

第八十三項 費用

第八十四項 費用

第八十五項 費用

第八十六項 費用

第八十七項 費用

第八十八項 費用

第八十九項 費用

第九十項 費用

第九十一項 費用

第九十二項 費用

第九十三項 費用

第九十四項 費用

第九十五項 費用

第九十六項 費用

第九十七項 費用

第九十八項 費用

第九十九項 費用

第一百項 費用

第一百一項 費用

第一百二項 費用

第一百三項 費用

第一百四項 費用

第一百五項 費用

第一百六項 費用

第一百七項 費用

第一百八項 費用

第一百九項 費用

第一百十項 費用

第一百十一項 費用

第一百十二項 費用

第一百十三項 費用

第一百十四項 費用

第一百十五項 費用

第一百十六項 費用

第一百十七項 費用

第一百十八項 費用

第一百十九項 費用

第一百二十項 費用

第一百二十一項 費用

第一百二十二項 費用

第一百二十三項 費用

第一百二十四項 費用

第一百二十五項 費用

第一百二十六項 費用

第一百二十七項 費用

第一百二十八項 費用

第一百二十九項 費用

第一百三十項 費用

第一百三十一項 費用

第一百三十二項 費用

第一百三十三項 費用

第一百三十四項 費用

第一百三十五項 費用

第一百三十六項 費用

第一百三十七項 費用

第一百三十八項 費用

第一百三十九項 費用

第一百四十項 費用

第一百四十一項 費用

第一百四十二項 費用

第一百四十三項 費用

第一百四十四項 費用

第一百四十五項 費用

第一百四十六項 費用

第一百四十七項 費用

第一百四十八項 費用

第一百四十九項 費用

第一百五十項 費用

第一百五十一項 費用

第一百五十二項 費用

第一百五十三項 費用

第一百五十四項 費用

第一百五十五項 費用

第一百五十六項 費用

第一百五十七項 費用

第一百五十八項 費用

第一百五十九項 費用

第一百六十項 費用

右ト露ナシ四分枚角ヨリ縫三寸五分枚ノ
算附レコト
中央附大ノ、武田要、地割縫一尺下露アリ
一模様留置語
刷毛描キ若狭ノ丸白上ヶ
出品心引
一出品場ハ出品人ノ住所、氏名、年齢ヲ添付ス
二姓第三人に上候セフル、部員ニハ出品生地
ヘシ
二点ヲ無代配付ス
一一家ニシテ二点以上ヲ要スルトキハ一点ニ付

第七條 出品物ハ木部ヨリ生地ヲ渡シタル分ハ
出品人ニ返戻セス

第八條 出品物ハ未履品或ハ他ノ生地ヲ用ヒタ
ルモノハ出品スルヲ得ス
但シ参考品ハ此限ニアラス

第九條 出品物ニハ審査ノ上左ノ等級ニ依リ賞
状ヲ附與ス

一等	二等	三等	褒狀
----	----	----	----

第十條 本會開期ハ明治四十一年四月十五日ヨ
リ二十日間トス

第十一條 審査期日迄ニ出品物ヲ搬入セサルモ
ノハ審査ヲ受ケル得ス

第十二條 審査料ノ内ハ別ニ之ヲ設ク

第十三條 出品人ハ出品ノ再審査ヲ踏ヒ或ハ擬
質ヲ拒キ異議ノ申立ヲナスヲ得ス

第十四條 出品物ハ自費出品ノ外本會之ヲ處分
ノ責ニ任ス

第十五條 本會開期中ハ一般公衆ノ縦覧ヲ許ス
尙其第一回競技會に對する出品圖題及心得書は
左の如し

第一回一般標示質部建第競技會
(出品圖題)

一枚糊説	二重輪約 同	角丸 同	寸法館一寸二分 同上 平井同 同	丸ニ隔立 同	丸ニ中形 同
------	-----------	---------	---------------------	-----------	-----------

第貳條 當區ノ事務ハ幹事ノ居宅ニ於テ取扱フ
但シ便宜ニ依リ他ニ移轉スルコトヲ得
ス
第叁條 當區員ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ
一所謂ノ改其發送サ圖リ信用ヲ保持スルコト
一工貢最低價格標準ヲ製定シ利益ヲ増進スヘ
シ
一工貢ノ競争ヲナシ或ハ携官詐欺其他不正ノ
行為ヲ以テ同業者ノ得意ヲ奪フヘカラス
一注文主ノ注文ニ對シテハ誠實ヲ旨トシ粗忽
ナル原料ヲ用ヒ又ハ有害ナル染法ヲ施ス等
苟モ同業者ノ信用ヲ害スルカ如キ行為ヲナ
スヘカラス
一同業者ノ發明創始ニ係ル營業上ノ方法又標
號ヲ許諾ナクシテ使用スヘカラス
一同業者ノ職工徒弟ハ如何ナル理由アルモ使
用スヘカラス
但シ前備主ノ許諾ヲ受ケタルモノハ此限
リニアラス
一前項モト貿易ニ關する事トアトマレト
ニ限ルモノトス

友徳社第7回
平井市次郎
全高田西川藤次郎徒弟
森永辰造
雜報

●小秋白書區、圓區は小秋點采の下段なるを以て組合に於ては小秋師に含有せしめ白書區の一定区を設けたるものなるも同區員は獨立せざれば活動する上に於て大に不便少なからざるを以て定規の規定上假かに御立し得ざるとするも規約次けは是非圖成し同業者の整理に盡さるべからずと有志者は奔走し居れり其規約は左の如

二等賞	利七	相生	久保政七	堀健之助
	小森藤七	小森藤七	佐々木富士作	黒田菊次郎
	佐々木富士作	佐々木富士作	山本康造	黒田長三郎
	山本康造	山本康造	松村辨之助	高谷菊次郎
	松村辨之助	松村辨之助	河野宗次郎	河野宗次郎
三等賞	竹原長次郎	竹原長次郎	濱田健七	大島鶴三郎
	濱田健七	濱田健七	三木定次郎	井島七三郎
	三木定次郎	三木定次郎	岡本佐太郎	

一参考品ニハ感附狀ヲ附與ス
一枚糊ノ染色ハ薄色蒼染ノ豫定ニ付糊加減ヲ要ス
一模様糊染色ハ薄色引染ノ豫定ニ付糊加減ヲ要ス
一糊置持切ハ三月十三日迄ニ最寄委員ニ送附セ
フルベシ
一端シ書番號ニハ糊置ヲ爲シ置ヘシ
一出品生地入用高ヲ二月二十日マテニ最寄委員
マテ申出フルヘシ
以 上

●涇落筋徒弟競技會 第四回徒弟競技會は去る十五日より十八日迄當陳列場に於て開催したり其狀況は年々隆盛に赴くのみならず其製品も次第に進歩の形蹟を顯はしたり之れが衝に當り尤も熱心に奔走せるもの西島猶吉井上兵太郎新宮三郎兵衛伊藤吉次郎八木市次郎松本定次郎等の諸氏にして其功勞決して沒すべからざるなり之れに次で金子築穂學校長石田當総長等審査の任に當り公平を保つ爲めに匿名審査とし十三日之を行ひ十五日授與式を舉行せり受賞者は

第四條 営業ニ左ノ役員ヲ置ク
一幹事 売名
一副幹事 売名
一出納役 売名
第五條 役員ノ資格ハ左ノ如シ
一本組合地區内ニ現住シ壹ヶ年以上本業ニ從事セル者員タルコト
一滿貳拾五年以上ノ男子タルコト
第六條 左ノ各項ニ抵觸スルモノハ役員タルコトヲ得ス
一重要物産組合法ノ所罰ヲ受ケタルモノ
一公權ヲ剥奪セクレタルモノ又ハ停止中ノモノ
ノ
一復權ヲ得ザル破産者及家賈分散者
一組合定款及部、區規約ノ違約處分ヲ受ケ確定貳ヶ年ヲ経過セザルモノ
一組合及部、區ニ對スル義務ヲ果サムルモノ
第七條 役員ノ權限ハ左ノ如シ
一幹事ハ區員ヨリ得取同登ノ申請アリタルトレガ議長トナルコト
一幹事ハ區員ヨリ得取同登ノ申請アリタルト
トナシテ後販賣員ヲ異定シ其販賣額トナナシト

本ハ前條主ノ有無ヲ取調ヘ備王ナルモ
眞ニ當合ヘ同々登記ノ手續ナシ備王アリ
タルヨノハ一巡前備主ニ限會スヘシ
一同業者ハ組成ハ語、區ヨリ借入停止ノ當
分ヲ受ケタル職工兄弟ナルトキハ如何ナキ
理由アルモ使體スヘカラズ
一同業者ハ職工徒弟ヲ借入レ又ハ解雇シタル
トキハ幹事ヲ經テ組合ヘ届出フヘシ
一同業者ハ職工徒弟ヲ教導シ就業中候病負傷
セシ等ノ場合ハ相當ノ扶助料ヲ拾スヘシ
一同業者ハ組合、部、區ヨリ出張セシ役員ノ
臨檢ヲ拒ムヘカラズ
一同業者ハ組合定款、部規約、區規約其他會
議ニ於テ決議セラレタル事項ハ遵守スヘシ
一同業者ハ營業上ニ關シ粉譲ヲ生シタルトキ
ハ幹事ニ届出テ解決ヲ求ムヘシ
一同業者ハ區ノ委務又ハ會計上ニ付說明ヲ求
メ又ハ意見ヲ聽取スルヨト先得
一同業者ハ區ノ役員及職員ニ損害セラレ及ぼ
る時スルヨト

●下書部二葉會 去る十五日午後一時より倒會を開き繪畫及圖案數百点を出品し田畠鶴堂上野靜江別所靜堂其他の先輩之れを審査し採点し最も斯道に關する有益なる談話會を開き各駒臺七ヶ所を評定せしめんと申す。此は流石に美術思想に感化せられたる徒弟諸氏と崇高の念を起さしむ。

以上 甲生	木下 平七	近藤 半
一等賞	田村 正吉	木戸喜三
二等賞	山田 美三	宮崎 留
	橋口龍太郎	國重 正
三等賞	今森 定七	横山 清
	岡村 米造	
褒 奖	森田 泰三	藤原 駿
	奥田重次郎	
以上 乙生	村上太三郎	今西 忠士
	石田 繁松	

第十二條 當區ハ區ノ須要事項ヲ審議スル爲
區總員中ヨリ擇擇セル總員ヲ以テ區會ヲ組
ス

第十三條 區會會員ノ資格ハ第五條第六條接
法ハ第八條ノ例ニ據ル

第十四條 區會總員ノ定數ハ區員拾名每ニ有
ノ割合ヲ以テ擇出シ其任期ハ貳ヶ年トス

第十五條 區會ノ權限左ノ如シ

一、區ノ重要事故

二、區員ノ建議ニ係ル事項

三、區規約ノ變更訂正

四、區ノ經費支出豫算及賦課法

五、區經費ノ決算及財產目錄ノ認定

第十六條 區會總員ノ欠員ニ關シテハ第十條
準用ス

第十七條 區總會ハ定期臨時ノ二種トス

第十八條 定期會ハ一月七月ノ二回トシ各年
間ノ事業報告ヲナス

臨時會ハ重要ノ事項アル毎ニ之ヲ開ク

第十九條 工賃最低價格標準ヲ制定スルニハ
區員ヲ職員トシ之ヲ議決ス

一幹事ハ區員中ノ名望家五名以下ヲ擇定シ
員會及區會ニ公與セシメ其意見ヲ聞クヨ
ヲ得ル
一開幹事ハ幹事ヲ補佐シ幹事事故アルトキ
理ス
一出納役ハ幹事ノ合ノ受ヲ區經費ノ出納チ
トル
右権限ノ外役員ハ區會ニ附銀スペキ職業報
ヲ編製ス
第八條 水區役員ハ幹事ニ於テ擇選會ヲ召集
區員中ヨリ擇選セシノ投票多數ヲ得タル
ノヲ當選者トス
但シ得票同數ナルトキハ年長者ヲ採り同
ナルトキハ抽籤スルモノトス
第九條 役員及議員ノ辭任ニ關シテハ組合定
辭任ノ項ヲ準用ス
第十條 役員數ニ欠員ヲ生シタル場合ハ直予
補欠員學ヲ行ヒ前任者ノ殘任期ヲ補任セシ
第十一條 役員ノ任期ハ滿期ヶ年トス

職工取締係	黒川 繁蔵	長尾 喜市
出 納 役	久保田伊助	
部會議員	丸山卯三郎	奥 庄次郎
松原徳三郎	川口 芳松	
花村利三郎	服部半次郎	
淺井 庄吉	中西清兵衛	
石井 稔吉	森 騰 助	

二月該季を氣遣ひたるも大部分の得意先は組合の頑強者ありて中々解決を求むるに困難な上も各役員は交々熱心に之を訪問し利害を説き承認せしめたるも或る一二のものに對して執達吏の手を経て懲告狀を發したるに初めの如き似す直ちに仕拂となせり部員請に於ての則者は西洞院四條下ル松室信好に對し工賃實申合規程第七條の違反者たるを以て違約金自を科し日下懲告中に付き日限超過すれば直に制執行をなすの手段となせり又峰島萬吉野梅啓次郎の不拂に對し組合事務所は一應仕拂の告となし尙想せざれば組合一般の取引を停止する手續中にあり其餘今井駒次郎なるものは委員の任をなすに拘はらず部員を煽動教唆し法に則せしむるが如き行動あるを以て去る十六日組合會を開き本人を召喚取調へ逐ふて相當の制法を加ふる筈なり

第廿八條 本規程ニ明示ナキモノハ京都染化
業組合定款ノ準用ス

◎紋模標識發達社員競技會 同講習員會に於ヘ
業を獎勵し技術の練習を目的とし職工徒弟
會を開き改良進歩の實蹟を擧げんと左の如
下に目下準備中なり而して之れが開はるに當るに
せらるゝは村山翠山、堤部貞吉、遠藤久次、馬引
七瀬透利兵、大島坂本岩次、尾田村松之
田清次、那栗原留藏、田村德藏、諸國泰次、馬正田
尾正田伊之助、石津慶三、尾高田駒次、馬板倉等
中島太三、那栗原留藏、三尾山田邦之助の諸氏及
・ 教模標識部第一回徒弟競技會規則

第一條 本會ハ本部ノ事業トシ教模標識部
從事スル事トシ第壹ヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ職工徒弟ノ技術ヲ獎勵シ標
識發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ヲ指ハ京都染物同業組合陳列
以テ之ニ充ツ

第四條 本會長ハ京揚染物同業組合長ト
裁及審査長ハ斯業ニ經驗アル名譽不ヲ報
第廿九條 由品ノ標識ハ本會ニ委す者ニ委す

但シ同一事項ニシテ再召集サシタルト
ハ此限ニアラズ
議長ノ決スル處ニ依シ
第廿二條 會員ノ召喚ハ一日以前ニ通知スト
モ緊急チ要スル場合は拾貳時間以内ニ知照
ルコトヲ得
第廿三條 會員ニ於テアントスルトキハ開會
ニ其理由ヲ記シタル久席届書ヲ提出スヘシ
第廿四條 當屆期滿三日各項ヲ官行スルニ必
ト認ノナルトキハ開會ノ決議ナ以テ之ニ開
ル規定及委員ヲ設クルコトヲ得
第廿五條 決議事項トヤ都禁物同業組合規程
認可ヲ經ルト開會ニ其効力ナ有ス
第廿六條 諸會員ノ眞實錄ヲ調製シ其次頭蓋
ヲ記録シ職員或右ノ圖印ヲナシ保存スベシ
第廿七條 本規程ニ違反セシトキハ其處分は
組合定款ヲ準用スト是も其餘項以外ノモノ
部會ニ於テ之ヲ決ス